障害者総合支援法
成年後見制度利用促進法

～その後はどうなっているのか～

全国手をつなぐ育成会連合会　政策センター委員・「手をつなぐ」編集委員
（社）日本発達障害連盟　ＪＬニュース編集長
内閣府障害者差別解消法アドバイザー

又村　あおい

障害者総合支援法の運用については地域によって多少異なるケースがあるのでご注意ください。
また、総合支援法改正に関する実務的取扱いは国のＱ＆Ａなどにより変更がありえます。

今日お話すること

1　障害者総合支援法３年後見直し議論の背景と地域生活支援拠点
2　総合支援法（児童福祉法）の改正概要とポイント
3　総合支援法改正のその後
4　成年後見制度利用促進法の概要
5　成年後見制度利用促進法のその後

総合支援法３年後
見直し議論の背景と
地域生活支援拠点

地域生活支援拠点の整備は
令和３年３月まで
総合支援法の改正は平成３０年４月から

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

見直し議論の背景（その１）

総合支援法附則第３条においては、施行後３年（平成28年４月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

- 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

見直し議論の背景（その２）

【総合支援法・衆参附帯決議１】

① 意思疎通支援について、市町村と都道府県の役割分担と、複数名に対する派遣ニーズへの対応
② 障害福祉計画の策定について、中長期的なビジョンを持ちつつ地域生活の支援を行う
③ 地域における居住の支援等の在り方について、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、グループホーム、小規模入所施設等を含め、早急に検討
④ 難病患者に対する支援について、総合的な支援法制度の構築を早急に検討
⑤ 精神障がいのある人への支援について、住まいの場の整備や相談体制など、総合的支援体制を早急に検討

見直し議論の背景（その３）

【総合支援法・衆参附帯決議２】

⑥　成年後見制度について、利用促進の在り方と成年被後見人の政治参加の在り方を検討

⑦　就労支援の在り方について、一般就労のさらなる促進と職場定着を進めるサービスの在り方を検討

⑧　常時介護を要する障害者等に対する支援については、重度訪問介護等を支給決定する市町村への支援等を検討し、所要の措置

⑨　その他、障害福祉サービス事業所に対する地方税や都市計画制度の適用、障害者政策委員会の運営に関する附帯決議あり

支援拠点の整備手法・その１

入所施設に機能併設タイプ

1. いわゆる「小規模入所施設」を整備するか、既存の入所施設を拠点とするタイプ
2. 拠点には「安心生活支援事業」（安心コールセンター）や短期入所、重度対応の通所、相談支援、訪問看護・ヘルパーＳＴなどを併設
3. 施設整備補助の可能性あり。ただし、入所施設から地域移行は計画どおり進めるため、新設は県内全体で調整が不可欠

支援拠点の整備手法・その２

大きめグループホームに機能併設タイプ

1. グループホームの建物特例（最大２０名）を整備し、拠点とするタイプ
2. 拠点には安心コールセンターや体験利用、短期入所、重度対応の通所、相談支援、訪問看護・ヘルパーＳＴなどを併設
3. グループホームは現在でも施設整備費補助あり。さらに、３０年４月から「日中サービス支援型ＧＨ（短期入所併設）」を制度化

日中サービス支援型ＧＨの概要

○　障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
○　日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
○　従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の５：１をベースに、４：１及び３：１の基本報酬を設定。

○　日中サービス支援型共同生活援助（１日につき）
日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）
※　世話人の配置が３：１の場合（日中もグループホームで過ごす場合の報酬単価）
区分６　１，０９８単位　区分５　９８２単位　区分４　８１６単位　区分３　６３３単位
※　日中サービスを併用する場合は報酬が減額される（区分２以下の場合は日中サービスの併用が原則）
※　このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算　70単位／日）

○　住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、１つの建物への入居を２０名まで認めた新たな類型のグループホーム。
○　地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

支援拠点の整備手法・その３

単独型タイプ（居住施設と併設しない）

1. 入所やＧＨなどの居住施設ではなく、通所事業所や単独型短期入所を拠点とするタイプ
2. 母体となるのは通所（単独型短期入所）で、安心コールセンター、単独型短期入所、相談支援、訪問看護・ヘルパーＳＴなど併設
3. 新潟県上越市「りとるらいふ」などが典型。居住施設を必要としないため理論的な可能性は高いが、全国でも例は少ない。最低でも単独型短期入所の併設は必須

支援拠点の整備手法・その４

既存事業所による機能分担タイプ【面的整備タイプ】

1. 建物としての「拠点」は置かず、既存の事業所（入所施設を含む）の活用（機能強化）により対応する（今ある事業所が頑張る）タイプ
2. 既存の短期入所が定員を５名増やす、相談支援が地域定着支援（緊急時けつけ支援）を行う、生活介護が看護師を配置する・・など
3. 既存事業所の機能強化を予定どおり図ることができるか（市町村の役割が重要）

地域生活支援拠点等の機能強化

○　地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○　第５期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも１カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況　　42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定　　117市町村、43圏域
（全国：1,718市町村、352 圏域）

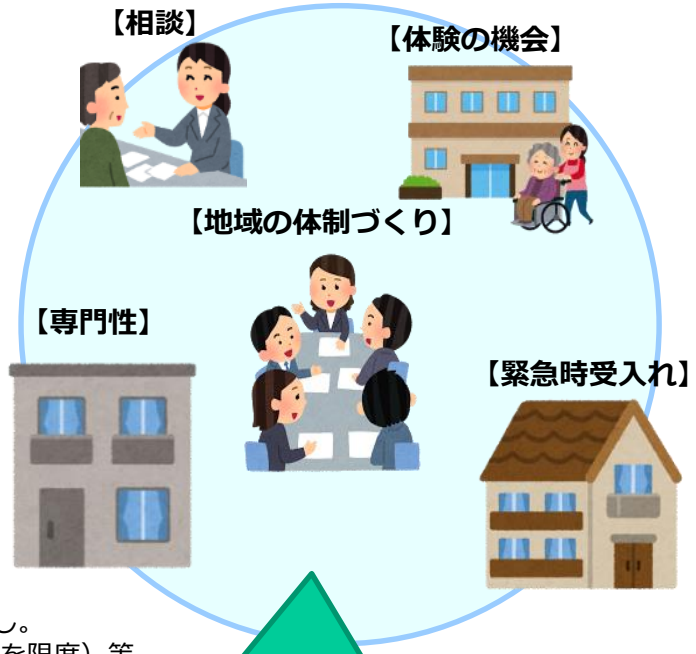

物理的拠点を整備する手法でも、既存事業所の機能強化する手法（面的整備）でも良い

【相談機能の強化】
○　特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
・　地域生活支援拠点等相談強化加算　　700単位／回（月４回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】
○　緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
・　緊急短期入所受入加算（Ⅰ）　120単位／日　→　180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】
○　日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
・　体験利用支援加算　300単位／日　→　500単位／日（初日から５日目まで）
＋50単位／日　※　地域生活支援拠点等の場合　　等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】
○　生活介護に重度障害者支援加算を創設。
・　重度障害者支援加算　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置　　7単位／日（体制加算）　等

【地域の体制づくりの機能の強化】
○　支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
・　地域体制強化共同支援加算　　2,000単位／月（月１回限度）

地域生活支援拠点整備の報酬

1. 相談機能の強化として、緊急時の短期入所受入れ実績に応じた加算を新設（月４回まで７００単位）
2. 短期入所機能の強化として、緊急短期入所受入れ加算を新設（受入れから最大１４日まで、１８０単位または２７０単位）
3. 緊急時の受入れが定員を超えることもあることから、期限を区切った定員超過特例加算を新設（５０単位）

地域生活支援拠点整備の報酬

4. 体験の機会・場の機能として、体験利用支援加算を拡充（基本は５日目まで５００単位、１５日目まで２５０単位、拠点の場合はさらに５０単位加算）
5. 専門的人材の確保として、重度障害者支援加算を新設（体制加算７単位、個別支援を提供した場合の個人加算１８０単位）
6. 地域の体制づくりとして、支援困難事例の共同対応の加算を新設（２，０００単位）

総合支援法の

改正概要とポイント

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

改正概要とポイント

常時介護を要する障害者への支援

1. 常時介護だけでなく「日常的」に「支援」を要する者に対する支援も実施
2. 地域で単身生活する者向けの定期巡回型サービスを新設（自立生活援助）
3. 重度包括支援の利用を促進（家族同居でも利用しやすくするなど）し、重度訪問介護は入院中も利用可能とする

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

○　障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。

○　このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

○　障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

○　定期的に利用者の居宅を訪問し、
- 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- 公共料金や家賃に滞納はないか
- 体調に変化はないか、通院しているか
- 地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

○　定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

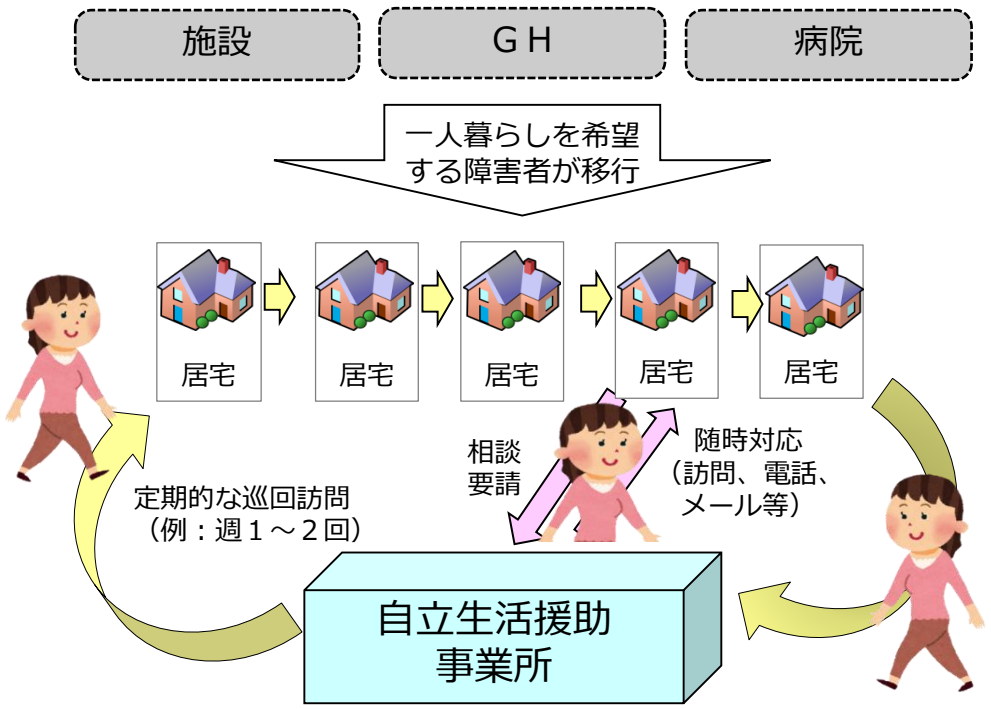

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

こんな運用になります

1. 対象者は退院・退所者（３か月以内）、障害や疾病のある家族との同居から独立する者、その他利用により自立した日常・社会生活を営むことが可能と判断される者
2. 利用期間は１年、ただし市町村審査会で必要があると認められれば延長可能
3. 利用対象者の幅や利用する期間などは市町村の判断で大きく揺れる可能性あり
4. 報酬体系は原則として月払い

自立生活援助の実現可能性は

事業費はどれくらい見込めるのか

1. 自立生活援助については、「地域生活支援員」が２５：１、サビ管が３０：１配置
2. 基本報酬は月額払い、月２回以上の定期訪問を義務付け、地域生活支援員の持ち人数３０人以下・以上で区分
3. 施設等から地域移行１年内なら１，５４７単位、１年超なら１，１５８単位

自立生活援助の実現可能性は

事業費はどれくらい見込めるのか

9. 持ち人数が３０人以上の場合、地域移行１年内なら１，０８３、１年超なら８１１
10. 加算としては、初回加算５００、同行加算が５００、中山間部の特別加算が２３０
11. 福祉専門職配置等加算は、常勤の地域生活支援員における社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合で加算

自立生活援助の実現可能性は

職員配置はどうなるのか

1. 職員配置は専従が原則だが、支援に支障がなければ管理者や他事業所の職員との兼務も可能（サビ管との兼務はＮＧ）
2. 特例として、相談支援事業の相談支援専門員が自立生活援助の職員を兼務した場合に限り、計画相談の「特定事業所加算」算定が算定可能

自立生活援助の実現可能性は

事業の実現可能性を探ると・・

1. 人員配置と基本報酬を考えると、単体ではなく、何らかの事業と併設が現実的か
2. 併設事業としては計画相談、居宅介護、グループホーム、入所施設など
3. 特に計画相談とグループホームは、これまでの「タダ働き」を事業化できる可能性
4. 変化球としては、就労定着支援との併設

改正概要とポイント

常時介護を要する障害者への支援

4. 地域生活支援拠点の整備を推進（グループホームにおける重度障がい対応、短期入所の実施など）
5. グループホームにおける利用対象者を拡大する方向　→　日中支援型ＧＨ
6. 重度訪問介護が入院中も利用可能となる（行動援護も同様の対応が必要？）

日中サービス支援型ＧＨの概要

○　障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
○　日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
○　従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の５：１をベースに、４：１及び３：１の基本報酬を設定。

○　日中サービス支援型共同生活援助（１日につき）
日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）
※　世話人の配置が３：１の場合（日中もグループホームで過ごす場合の報酬単価）
区分６　１，０９８単位　区分５　９８２単位　区分４　８１６単位　区分３　６３３単位
※　日中サービスを併用する場合は報酬が減額される（区分２以下の場合は日中サービスの併用が原則）
※　このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算　70単位／日）

○　住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、１つの建物への入居を２０名まで認めた新たな類型のグループホーム。
○　地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

重度訪問介護の訪問先の拡大

○　四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。

・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を起こし、自傷行為等に至ってしまう

○　このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

○　日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者

※障害支援区分６の者を対象とする予定
※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

○　利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。

○　強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

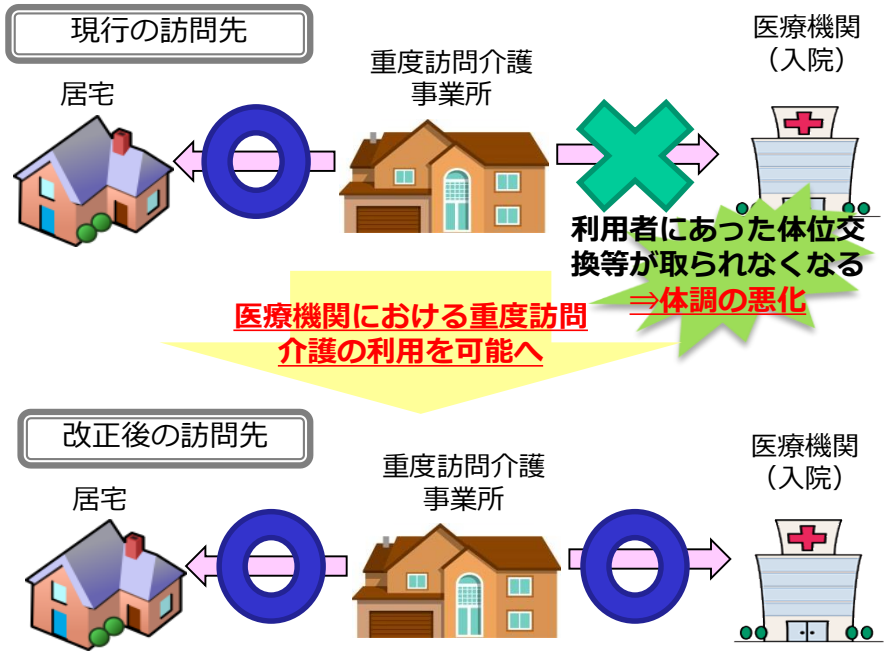

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

こんな運用になります

1. 対象者は障害支援区分「６」の者に限定される方向（重訪そのものは区分「４」から利用可能）
2. 派遣先は病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（介護医療院は、現行の療養型病床）
3. 医療サービスが提供される医療機関や介護保険系施設はすべて対象になる見込み
4. 看護職員との役割分担等は不明確

改正概要とポイント

障害者等の移動の支援

1. 基本的には、現行の個別給付・地域生活支援事業（移動支援事業）による支援の枠組みを維持
2. 通勤・通学等に関する移動支援は、関係省庁や自治体とも連携し、すべてを福祉分野で担わない
3. 就労移行は自力通勤支援が本体業務に

改正概要とポイント

障害者等の移動の支援

4. 入院中の外出・外泊時の移動支援（少なくとも個別給付）については対象となることを明確化　→　６月２８日付けで個別給付は利用ＯＫの通知（移動支援は市町村判断）
5. 入所中の移動支援については、施設における支援へ含まれることを前提に、報酬上の評価について引き続き検討

改正概要とポイント

障害者の就労支援

1. 就労支援事業の成果は出ている（平成20年度就労実績1,700人、25年度就労実績10,000人）特に精神障がいが多い
2. ただし、移行支援については就労への移行者ゼロの事業所も30%存在
3. 継続Ｂでは工賃２万以上が17%、１万円未満が40%、３千円未満もあり

改正概要とポイント

障害者の就労支援

4. 工賃向上や一般就労への移行を促進させるための方策を検討するとともに、就労定着に向けた支援のあり方を強化
5. 移行支援は現行の報酬を踏まえて、さらに一般就労への移行実績に応じ評価
6. 就労継続（Ａ・Ｂ）についても、新たに就職実績を加味して評価

改正概要とポイント

障害者の就労支援

7. 就労継続Ａについては、運営実態が多様なため、運営基準そのものを見直し
8. 就労継続Ｂについては、工賃額に着目した報酬評価を導入
9. いわゆる直Ｂアセスメントの対象拡大を検討（今後は就労継続利用者全員に拡大される？）

改正概要とポイント

障害者の就労支援

10.職場定着を強化するため、就業に伴う生活上の支援ニーズに対応し、企業・家族との連絡調整や生活支援等を短期集中で提供するサービスを新設（就労定着支援）

11.事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報を公表する仕組みを創設

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

○　就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
○　このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

○　就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

○　障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。

○　具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

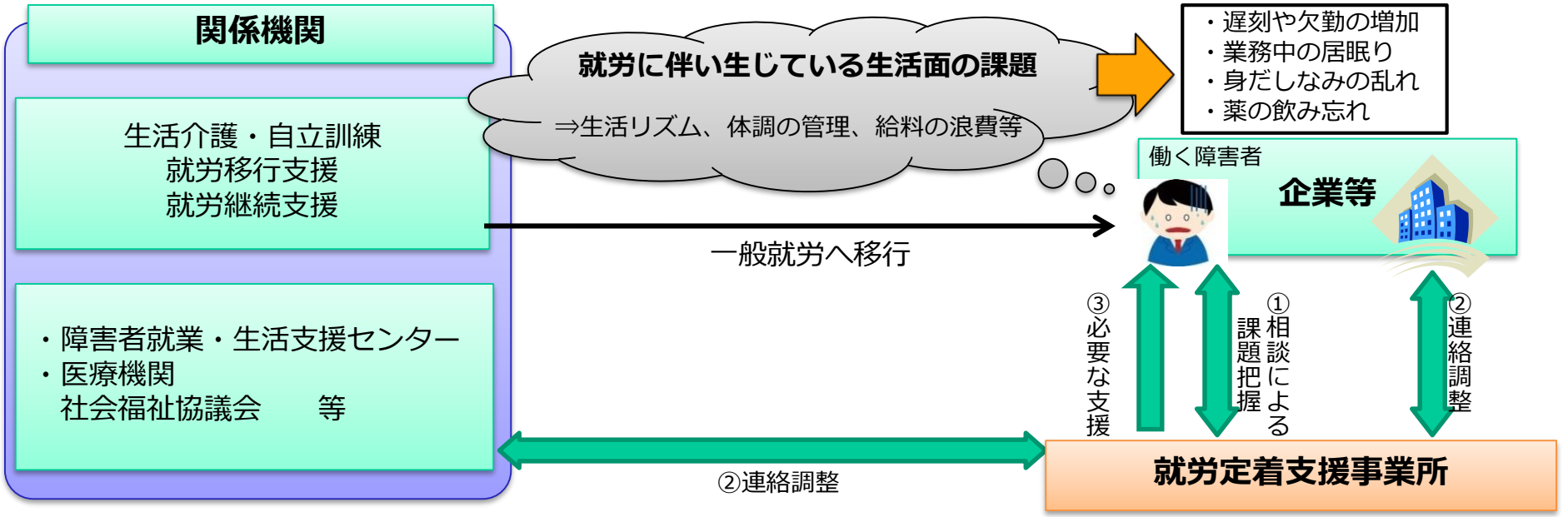

こんな運用になります

1. 対象者は生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した者（特別支援学校やハローワーク、ナカポツセンターなどから就職した人は対象とならない見込み）
2. 利用期間は３年間（１年ごとに支給決定期間を更新）延長はない模様
3. 基本的には「１就職当たり１回しか使えない」サービスになりそう

就労定着支援の実現可能性は

事業費はどれくらい見込めるのか

1. 就労定着については、「就労定着支援員」が常勤換算で４０：１、サビ管が６０：１配置（併設される本体事業と利用者人数を合算する）
2. 基本報酬は月額払い、月１回以上の対面による面談を義務付け、過去３年の利用者のうち、前年度末時点の就労定着者数に応じた報酬設定

就労定着支援の実現可能性は

事業費はどれくらい見込めるのか

3. 定員２０名以下の場合、定着率９０%以上であれば3，２００単位、定着率１０%未満であれば1，０４０単位（７段階）
4. 利用終了後に就業・生活支援センター等と協力し、継続した職場定着が７０%以上の場合に加算（３００）や就労定着支援員をジョブコーチとする場合の加算（１２０）や中山間部の加算など

就労定着支援の実現可能性は

事業費はどれくらい見込めるのか

5. 法人が異なる者を受け入れる際のアセスメントに対する加算（９００、１回のみ）
6. 利用開始１年以内の利用者に対する支援への加算（２４０）
7. 就労定着支援を利用している間は、類似するサービス（自立生活援助、訪問型の自立訓練（生活訓練））については併給不可

就労定着支援の実現可能性は

職員配置はどうなるのか

1. 職員配置は他事業所の職員との兼務も可能な仕組み（直接支援職員とサビ管との兼務はＮＧ）で、基本的には他事業との併設を想定（ただし、過去３年で毎年１人以上の就職実績が不可欠）
2. 自立生活援助とは異なり、計画相談支援事業の相談支援専門員に関する兼務特例なし

就労定着支援の実現可能性は

事業の実現可能性を探ると・・

1. 事業所の指定基準を考えると、単体ではなく、要件を満たす事業所への併設が必須
2. 併設事業としては就労移行、就労継続、自立訓練など
3. 特に就労移行は、これまでの「就労定着支援加算」の穴埋めとして不可欠か
4. 変化球としては、自立生活援助との併設

改正概要とポイント

精神障害者に対する支援

1. 本人の意向を尊重し、精神障がいのある人の地域移行・地域生活の支援の取組を強化
2. ピアサポーターの質確保のため、養成専門研修を含め、必要な支援を検討
3. 精神障がい対象の短期入所について、医療との連携のあり方を検討

改正概要とポイント

精神障害者に対する支援

4. 地域生活支援拠点について、精神科医療と連携した整備を推進
5. 一人暮らし希望の人を対象とした、定期巡回型サービスを検討（包括サービス？ＩＴの活用による効率化？）
6. 地域移行・定着の協議、長期入院者の退院目標の反映など市町村の役割強化

改正概要とポイント

精神障害者に対する支援

7. 特に立ち遅れている高次脳機能障害については、有効な支援方法の研究、支援を担う人材養成に資する研修のあり方を研究
8. 精神障がい分野については、地域包括ケアシステムとの連動性も強く打ち出されている

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

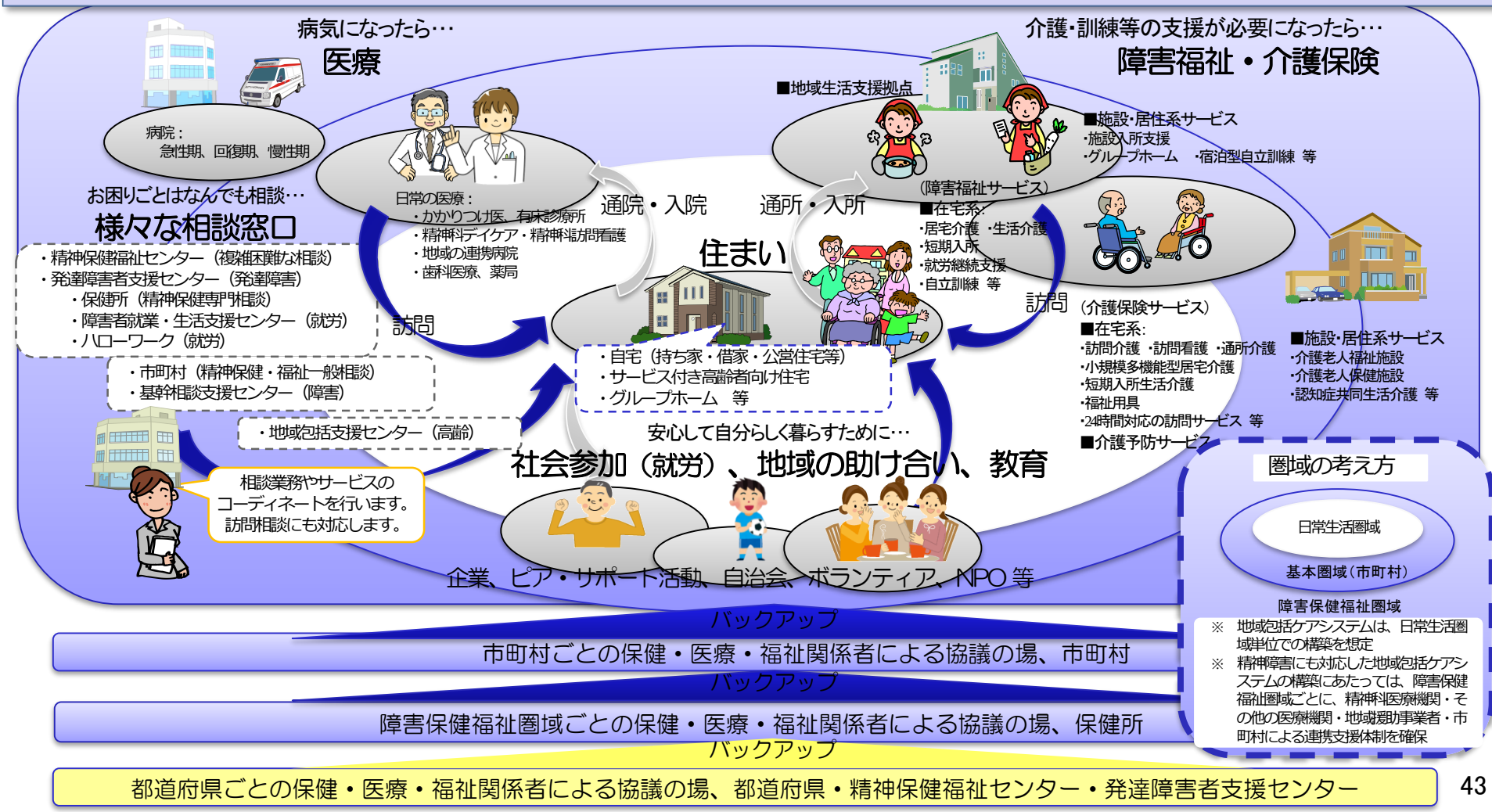

改正概要とポイント

意思決定支援・成年後見制度

1. 意思決定支援の定義・意義・仕組み等を明確化するためのガイドラインを作成し、普及を図っていく
2. 特に知的・発達障がいのある人への支援場面では当然に考慮されるべきものであり、「意思決定支援加算」等を設定するものではない

改正概要とポイント

意思決定支援・成年後見制度

3. ガイドラインには意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成時に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）などを盛り込む
4. ただし、形式的な適用ではなく、実質的な自己決定権の担保が重要

改正概要とポイント

意思決定支援・成年後見制度

5. 障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化
6. 成年後見制度については、障害福祉分野で制度設計を行うのではなく、制度の理解促進などを推進
7. 社福法人による法人後見を提示

「意思決定支援ガイドライン」の概要

総論

- **意思決定支援の定義**
- **意思決定支援を構成する要素**
  - 障害者の態様／意思決定の内容（領域）／人的・物的環境等
- **意思決定支援の基本的原則**
- **意思決定支援における合理的配慮**
- **意思決定支援における留意点**

各論

- **障害福祉サービス事業所等における意思決定支援**
- **意思決定支援の仕組みの構築**
  - 意思決定支援責任者の配置／意思決定支援会議の開催／意思決定支援会議の開催
- **意思決定支援における連携等**
  - 相談支援事業所との連携／学校との連携／医療機関等との連携
  - 自立支援協議会との連携／成年後見人との連携／当事者団体等の連携　等
- **意思決定支援における危機管理**

改正概要とポイント

手話通訳者等の派遣・意思疎通支援

1. 基本的に現行の支援の枠組みを継続
2. 盲ろう、失語症など障がい特性やニーズに配慮した見直し
3. 自治体ごと意思疎通支援者を計画的に養成するとともに、提供すべきサービス量の目標を設定
4. 意思疎通支援者の指導者養成を検討

改正概要とポイント

手話通訳者等の派遣・意思疎通支援

5. 小規模な市町村については都道府県における事業補完・代替実施の方法等を検討
6. 災害時の意思疎通支援確保の取組みを平時から実施
7. 意思疎通支援に係る支援機器の活用・利用支援、地域図書館との連携促進

改正概要とポイント

高齢の障害者に対する支援

1. 現行の介護保険優先原則を維持することが前提
2. 一部サービスに、障害福祉サービス事業所が介護サービスを併設できる仕組みを導入（共生型類型の新設）
3. 基幹相談支援センターと地域包括支援センターとの連携の推進

共生型サービスにおける相互乗り入れのイメージ

★　介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。

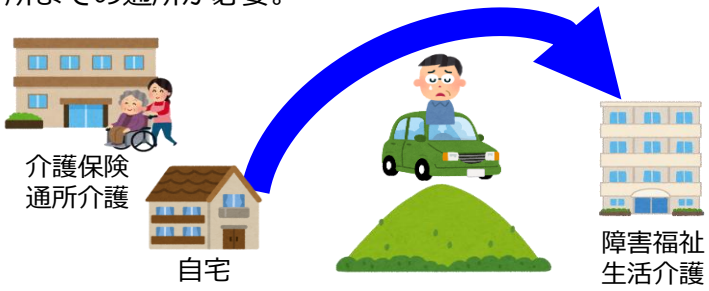

見直し後

近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。

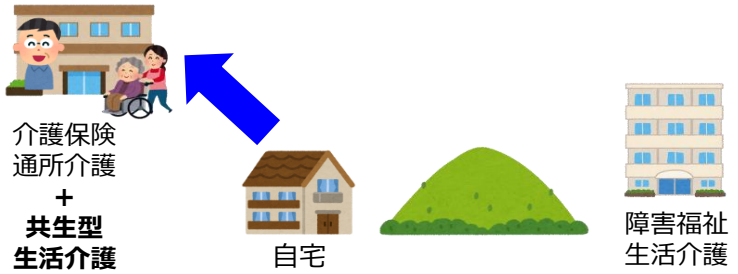

◆　障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。

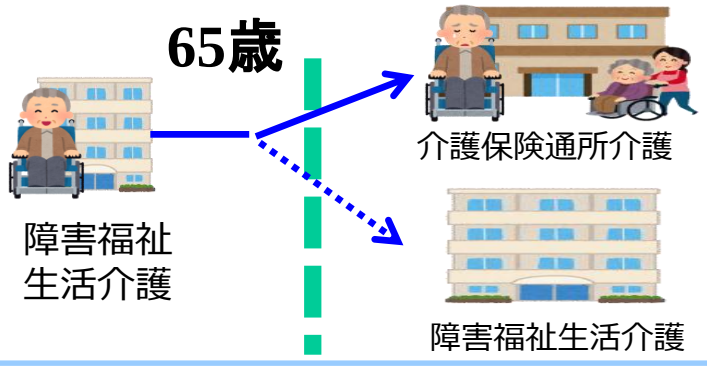

見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。

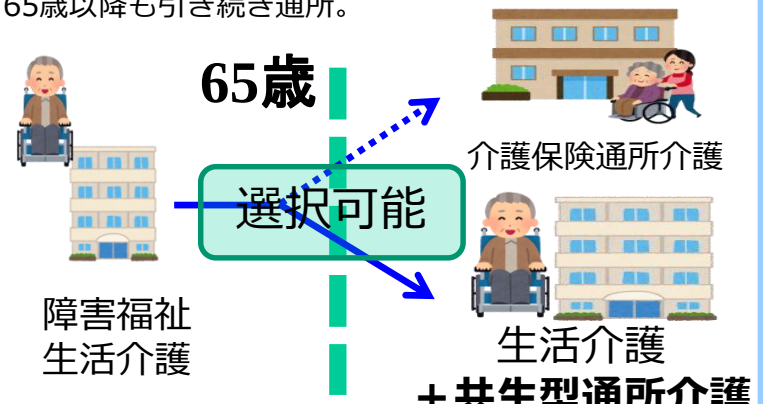

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1．「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決 が図られることを目指す旨を明記。

2．この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○　地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○　住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等

○　主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題解決のための体制

3．地域福祉計画の充実

○　市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

新たに共生型サービスを位置づけ

○　高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に　新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

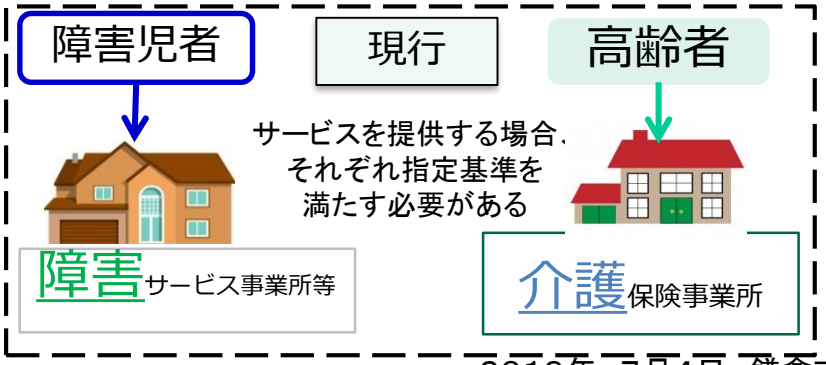

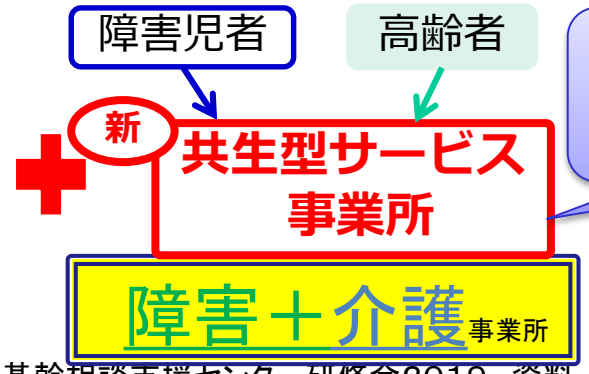

障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。※逆も同じ

※対象サービスは
①ホームヘルプサービス
②デイサービス
③ショートステイ等を想定

改正概要とポイント

高齢の障害者に対する支援

4. 相談支援専門員と介護支援専門員の連携を推進（両方資格保有者を拡大）
5. 介護保険サービス移行に伴う利用者負担は、高額障害福祉サービス費に特例を設けて対応（大幅に負担軽減）
6. 移行前の障がい者事業所から介護保険事業所への申し送り強化

「共生型」ってなんですか？

1. 簡単にいうと、障害福祉サービス事業所が介護保険のサービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）を併設しやすくする仕組み（類型）のこと
2. 介護保険デイ、小規模多機能事業所には、定員内数で基準該当生活介護や児発・放デイを併設するルールあり（ただし低報酬）
3. このルールを準用し、障害福祉サービス事業所であれば介護事業を実施可能に

「共生型」ってなんですか？

定員４０名の生活介護事業所を例にすると・・

× 原則として介護保険の事業を併設することができない

× ６５歳になると別の介護保険デイへ移動

× 利用する事業所やメンバー、支援者がガラリと変わる

× 介護保険デイへ移行すると利用者負担は正味１割

共生型類型なら

○ 定員４０名の内数（たとえば５名）を介護保険デイとして併設可能

○ 利用する事業所やメンバー、支援者の変更なし、利用制度のみ介護保険へ移行

○ 利用者負担は１割だが、条件を満たす者は大半を後日返金

ここが心配！高齢障害者対応

1. 各事業所が予定どおり「共生型」へ転換するかどうか（障害福祉サービス事業所であれば転換可能だが、報酬が低い可能性）
2. 週５日利用が可能な要介護認定が出るかどうか保証がない（知的・発達障がいは要介護度軽くなりがち？実質的には併用？）
3. 利用者負担の軽減対象は不透明（どれくらい生活介護使っていると対象？償還払いだと一時的に建て替えできる？）

こんな運用になります

1. 負担軽減対象者は６５歳に達する日以前の５年間にわたり、ヘルパー、ショートステイ、生活介護の支給決定を受けて使っている、支援区分「２」以上で低所得の者（支給決定を受けていれば未利用でもＯＫ）
2. また、６５歳になるまで介護保険サービスを利用してこなかったことも条件
3. 軽減対象になっていれば、他所の介護事業所を利用する場合も負担軽減

共生型類型の実現可能性は

事業費はどれくらい見込めるのか

1. 共生型類型については、障害→介護の場合は介護保険サービス報酬、介護→障害の場合は障害福祉サービス報酬を適用
2. 障害→介護の場合は、介護報酬の９２％または９３％（居宅介護のみ、割引なし）
3. 生活相談員配置等加算（１３単位）は、生活相談員（社会福祉士など）を配置し、地域貢献活動を実施すると算定可

就労定着支援の実現可能性は

職員配置はどうなるのか

1. 共生型の職員配置は母体となる障害福祉サービスで配置すべき職員数を満たしていれば追加不要な仕組み
2. ただし、生活相談員配置等加算を算定する場合は、生活相談員（社会福祉士など）の配置が不可欠
3. 職員配置に関しては実質そのままでＯＫ

就労定着支援の実現可能性は

事業の実現可能性を探ると・・

1. 共生型の実現可能性は、職員配置などを変えなくて良いことを考えると、介護報酬の評価と法人・事業所の意気込みか
2. 介護保険報酬の９２・９３％となることから、該当する介護保険サービス報酬を把握することが重要
3. 共生型には介護→障害の組み合わせもある

改正概要とポイント

高齢の障害者に対する支援

7. 65歳以降に障がい状態になった人については介護保険制度が優先（現在のルールと同じ）
8. 障害福祉サービス事業所に対する高齢化対応の支援手法研修を実施
9. ＧＨにおける高齢化した人への対応を強化（高齢者支援や日中活動の評価）

改正概要とポイント

障害支援区分の認定を含めた支給決定

1. 現行の障害支援区分、支給決定プロセスを維持することが前提
2. 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、研修制度の見直し、指導的役割を担う主任相談支援専門員を育成
3. ２次判定の引上げ割合地域差の課題を検証し、必要な改善策を検討

改正概要とポイント

障害支援区分の認定を含めた支給決定

4. 市町村ごとの審査判定実績などを国が把握して自治体に対して提供（認定事務の適正な運用を図る）
5. 認定調査員等が全国の都道府県で標準的な研修が実施できるように検討
6. 国庫負担基準については、重度障害者が多い小規模市町村へ配慮

改正概要とポイント

障害児支援

1. 基本的な枠組みは大きく変更せず、通所系サービスや医療ケアを要する子どもへの対応を見直し
2. 児童養護施設や乳児院などへ入所する子どもへの訪問型サービス利用を拡大（保育所等訪問支援の派遣先拡大）
3. 子どもの自宅訪問型の発達支援サービスを新設（居宅訪問型児童発達支援）

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

○　乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は３割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。（乳児院：28.2%、児童養護施設：28.5%／平成24年度）

○　このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

○　乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
- 保育所、幼稚園、小学校　等
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（例：放課後児童クラブ）

支援内容

○　児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）

②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

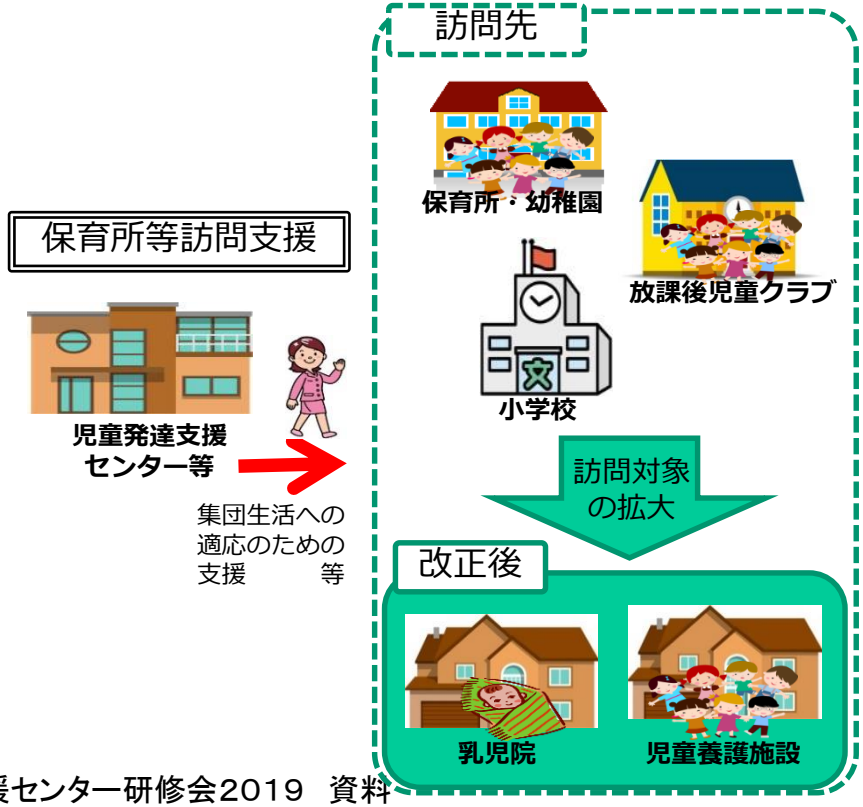

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

○　障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。

○　このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

○　重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

○　障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】
・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

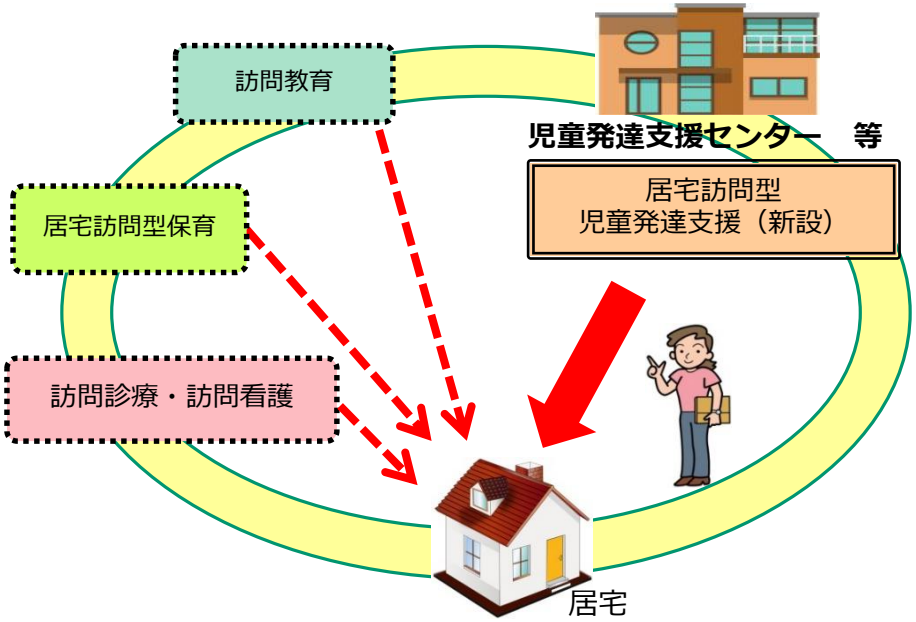

・在宅の障害児の**発達支援の機会の確保**
・訪問支援から通所支援への**社会生活の移行を推進**

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

ここが心配！児発・保育所等

1. 保育所等訪問支援の訪問先拡大先が措置対象施設となっている（誰が支給決定する？すべて「やむを得ない措置」で対応？）
2. 養護施設へ派遣できるほど保育所等訪問支援が整備されていない（整備されていても引っ張りだこ、どうやって利用調整？）
3. 訪問型児発だけでは支援として不十分（訪問看護や居宅訪問型保育の整備は？子育て支援部署や医療保健部署との連携は？）

改正概要とポイント

障害児支援

4. 重心判定に当たらない医療ケアを要する子どもが福祉サービスを利用できるような方策を検討
5. 放課後児童クラブ等一般子育て施策における障がい児の受入れを推進
6. 放課後等デイについては制度面・運用面の見直しを行い、加えて事業所指定の総量規制を導入

医療的ケアを要する障害児に対する支援

○　医療技術の進歩等を背景として、ＮＩＣＵ等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。

○　このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。

※ 施策例：　都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

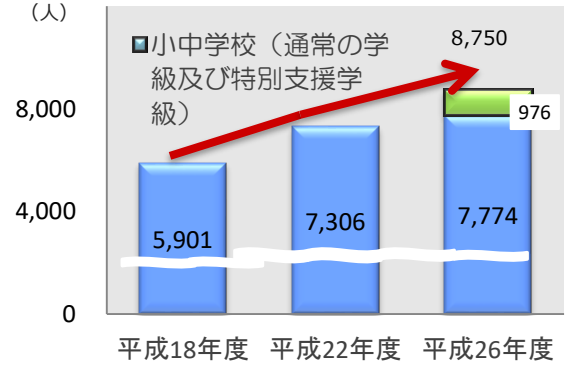

出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」（※小中学校は平成２４年度から調査）

◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数（0～19歳）の推移

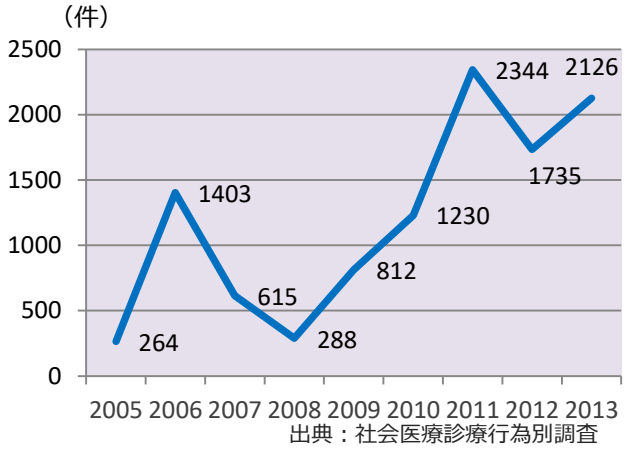

出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員（医師、看護師、MSW等）	692	77.4
訪問看護事業所等の職員（看護師等）	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員（保健師等）	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値　（N=797（複数回答）

関係機関による連携イメージ図

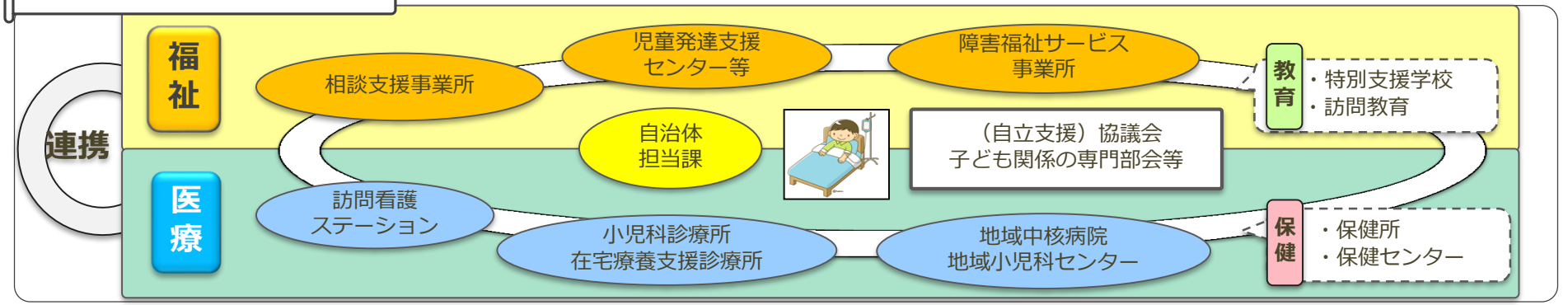

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

○　児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

※　現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

○ 障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

○ 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

（市町村障害児福祉計画）

- 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度の障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（都道府県障害児福祉計画）

・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

- 各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

○ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

ここが心配！医ケア・放デイ

1. 医療的ケア児の支援体制整備は努力義務となっている（都道府県と市町村の役割分担は？そもそも何が課題か分かっている？）
2. 重心判定されない医療的ケア児のサービスは限りなく整備されていない（どうやって整備？重心判定、今までどおり？）
3. 放デイは相当の覚悟を（職員の資格要件はどうなる？３０年報酬改定の見通しは？放デイガイドラインの自己点検は？）

改正概要とポイント

その他の障害福祉サービスの在り方等

1. 障害福祉サービス等の質の向上・確保や制度の持続性の確保を念頭
2. 「障害者」の範囲は、指定難病に関する検討状況も踏まえつつ、対象疾病の見直しを検討
3. 事業所の情報（事業内容、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを創設

改正概要とポイント

その他の障害福祉サービスの在り方等

4. 介護保険制度における指定事務受託法人制度を参考とした事業所等への指導事務を委託可能とする方向
5. 市町村からサービス内容や金額を通知するなどの取組を推進
6. 利用者負担は他制度とのバランスや制度の持続可能性を踏まえて検討

改正概要とポイント

その他の障害福祉サービスの在り方等

7. 食事提供体制加算については廃止を含めて検討　→　結局は現行どおり継続
8. 地域生活支援事業は執行状況やニーズ等を踏まえて事業内容を精査
9. 補装具については貸与方式の活用
10. その他の制度・運用面に関する課題・指摘についても引き続き検討

総合支援法改正

のその後

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

その後はどうなったのか（１）

自立生活援助はどうなっているのか

1. 平成３０年１０月時点で８３事業所（２７都道府県）で３２８人が利用
2. 中軽度障害者の地域独立生活を推進する有力なツールとされているが、設置は伸びず
3. あわせて、地域定着相談の利用も国想定を大きく下回る状況
4. 事業所数・利用者数の増加に向けて、相談支援事業所との併設を進められるか

その後はどうなったのか（２）

就労定着支援はどうなっているのか

1. 平成３０年１０月時点で５６１事業所において３，４９５人が利用
2. 就労移行支援が３，３０３事業所であることを考えると、圧倒的に数が少ない
3. 国からは就労移行支援事業所に就労定着を併設するよう依頼が出ている
4. 就労移行の報酬を考えると併設は進むと予測するが、利用の適正性は担保されるか

その後はどうなったのか（３）

日中支援型ＧＨはどうなっているのか

1. 平成３０年１０月時点で４５事業所において５３２人が利用
2. 日中支援型ＧＨは１か所当たりの定員が多くなりがちであることを考えると、設置数は非常に少ない
3. 施設基準や職員配置基準もあるが、手厚い職員配置にしても日中に通所をすると通常単価になるのは痛手か

その後はどうなったのか（４）

地域生活支援拠点はどうなっているのか

1. 平成３０年４月時点で１１９市町村（または圏域）において整備が完了
2. 整備類型としては面的整備または拠点整備と面的整備の組合せが圧倒的多数
3. 今後の見通しは、令和２年度の整備予定が５０３市町村（圏域）となっており、検討はこれから本格化するか
4. 各地の議論状況を注視する必要あり

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について（平成30年4月1日時点）（概要）

※　障害福祉課調べ

○　地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体（障害保健福祉圏域含む）において、整備されている。（全国の自治体数：1741、圏域数：189）

①　地域生活支援拠点等の整備数について（予定含む）

平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村	30圏域（圏域の市町村数：144市町村）
平成30年9月末までに整備予定	8市町村	2圏域（圏域の市町村数：5市町村）
平成30年度末までに整備予定	37市町村	6圏域（圏域の市町村数：22市町村）
平成31年度に整備予定	44市町村	6圏域（圏域の市町村数：19市町村）
平成32年度に整備予定	503市町村	120圏域（圏域の市町村数：449市町村）
その他	347市町村	25圏域（圏域の市町村数：74市町村）

②　整備類型について（予定含む）

多機能拠点型	39市町村	3圏域（圏域の市町村数：10市町村）
面的整備型	371市町村	109圏域（圏域の市町村数：409市町村）
多機能拠点型＋面的整備型	56市町村	9圏域（圏域の市町村数：48市町村）
その他	2市町村	0圏域（圏域の市町村数：0市町村）
未定	560市町村	68圏域（圏域の市町村数：247市町村）

（課題等）

※　整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。

※　今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

成年後見制度利用

促進法の概要

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

成年後見制度の概要

1. 知的・発達障害、認知症のある人が福祉サービスの契約、お金の管理をはじめ、遺産分割などの**法律行為をする場合に、判断能力が不十分だったり、その契約によってどんな効果が発生するのか、自分の行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする**場合があります。

成年後見制度の概要

2. 本人が所有している預貯金等の財産管理、福祉サービスの契約、生活に配慮する身上監護などを**本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が行う**ことによって、本人を保護・支援するのが、成年後見制度です。
3. すでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為を行う『**法定後見制度**』、本人が予め支援者と支援内容を決めることができる『**任意後見制度**』があります。

法定後見制度と任意後見制度

■法定後見制度
障がいなどが原因で**判断能力が不十分な本人に代わって**、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度
本人はすでに契約能力がないため、自分から申請手続きはできない（成年後見制度の申立を行うのは家族・親族（四親等以内））
判断能力の差異によって「後見」「保佐」「補助」の三類型

■任意定後見制度
今は元気で判断能力に問題はないが、将来、判断能力が不十分になった場合に備えておくための制度
本人自身が主体的に自分の判断能力が不十分になった際の支援を決める
予め支援者と支援内容を決める契約を行う制度

法定後見制度の３つの類型

あくまで類型を考える際の目安です

本人は日常生活に必要な買い物が一人でできる

- できない
- できる

本人は買い物の時に、1万円札を出したのか、5千円札を出したのか分からない

- わからない
- わかる

本人自らが後見制度の利用を望んでいる

- 望んでいる
- 望んでいない

利用の必要性なし

後見（判断能力がまったくない）	保佐（判断能力が著しく不十分）	補助（判断能力が不十分）
● 支援される本人は「被後見人」、支援する人は「成年後見人」 ● 日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わってしたり、必要に応じて取り消す	● 支援される本人は「被保佐人」、支援する人は「保佐人」 ● 申立時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援する	● 支援される本人は「被補助人」、支援する人は「補助人」 ● 申立時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援する

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

成年後見制度の支援の範囲（財産管理と身上監護）

成年後見制度では、財産を管理する（財産管理）だけでなく、本人の生活を支えること（身上配慮）も後見人の役割

財産管理

- 印鑑、預金通帳などの財産の保管
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 不動産の管理、処分収支の管理
- 税金の申告
- 賃地・賃家の管理
- 遺産相続手続き

身上監護

- 日常の見守り
- 家賃の支払い。契約更新
- 医療機関に関する各種手続き
- 福祉サービスの利用手続き

ご本人が好きなこと、人柄などを理解したコミュニケーションが非常に大切

できないこと

- 掃除・家事全般・買い物
- 医療行為の同意
- お葬式、死後の手続き
- 結婚、養子縁組の代理や取消
- 遺言作成
- ご本人の利益に反すること（利益相反行為）

「親族後見」と「第三者後見」のちがい

- 成年後見制度には大きく分けて「親族後見」と「第三者後見」がある
- 親族後見は「親族、家族」が後見人を指す
- 第三者後見は「専門家後見（法律家や社会福祉士）」「法人後見（社会的に認知されている法人）」「市民後見（一般市民）」を指す

	親族後見	第三者後見（専門家後見、法人後見、市民後見）
コスト・支援	実質ゼロ。コストが安いわりに、行き届いた身上監護が可能	コストはかかるが、福祉（身上監護）や法律の専門的サポートが受けられる
後見人の選定	比較的容易（家族・親族なので） ＊ただし、家族・親族からの反対があると後見人候補者の希望が通らない場合が多い	誰が後見人になるかわからならい（家裁に後見人候補者の希望を出せる）
ご本人との関係性	本人との関係性が強いので安心。一方で、公私混同しがちで、精神的不安も大きい	本人との関係性の構築に時間がかかる。一方で法律・福祉の専門家という安心感がある。
死後	死後の葬儀、相続人が行える	後見業務は本人が健在の間しか役割を持たない（任意後見の死後事務は別契約）

法定後見制度の申立てについて

申立てはどこにするのですか？

→ 本人の住所地を管轄する家庭裁判所が申立てを受付

申立ては誰にでもできるのですか？

→ 申立てできるのは本人、配偶者、四親等以内の親族のみ。その他、身寄りがない場合は市町村長が申し立てることも可能

申立てに必要な書類は何ですか？

→
- 親族関係図　・申立書
- 本人の戸籍謄本、住民票
- 本人の診断書（知的障害の場合は療育手帳）
- 後見人候補者の戸籍謄本、住民票
- 本人の登記されていないことの証明書
- 申立事情説明書　・本人、親族の同意書
- 後見人等候補者事情説明書　・本人の財産目録
- 本人の収支状況報告書
- 本人の財産目録及び収支状況報告書に関する書類

重要

申立てをすると家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。例えば、希望する成年後見人等に選任されそうにないという理由では、取り下げは認められません。

成年後見制度の申立てにかかる金額

＜費用＞　＊都内のある司法書士事務所の場合

法定後見人選任申立手続き	12万円	別途申立の実費約１万円
後見人に就任している方の後見人業務サポート・裁判所への報告	5万円	事務報告書作成サポート 財産目録・収支報告書等の作成
任意後見契約の締結	12万円	ライフプラン作成から公正証書作成・別途、公正証書作成手数料
任意後見監督人選任申立手続	5万円	

＜報酬＞

法定後見	本人の財産状況や後見人等の事務内容を考慮して、家庭裁判所が決定。目安となる額は、月2万円（預貯金・有価証券などが1000～5000万の場合は月3～4万、5000万以上の場合は月5～6万）
任意後見	『本人』と受託者との契約で決定。一般的には月3～5万円。また、不動産を売却した際の別途報酬について契約する場合も。任意後見契約には、必ず任意後見監督人が選任されます。監督人の報酬も支払う必要があります

成年後見支援信託とは

1. 成年後見制度を利用する人（後見類型の人）の「通常使用しない金銭」を信託銀行などへ信託するしくみ
2. 成年後見支援信託を利用すると、信託財産の払い出しなどに家庭裁判所からの指示書が必要となる
3. 信託先の銀行や金額などは、原則として成年後見人が決め、家裁の指示を受けて決定し、契約締結する

成年後見支援信託とは

4. 信託できる財産は金銭に限定される
5. すべての成年後見に適用されるわけではなく、弁護士等に財産管理を委ねる方法もありうる（手持ち資産が１千万円を超えると検討される傾向）
6. 成年後見支援信託を利用した場合、通常の成年後見人への報酬支払いに加えて信託銀行への報酬も発生する
7. 臨時収入があれば追加信託も可能

成年後見支援預金とは

1. 成年後見支援信託の場合は、信託契約により資産管理権が信託銀行等へ移転されるため安全性が高い反面、信託報酬の支払いなど費用負担が発生
2. これに対し、成年後見支援預金は通常の定期預金と同じ通帳作成となり、大口預金の引き出しについては家裁の指示書が必要
3. 現在のところ、一部の地方銀行や信用金庫（信用組合）で実施されている

最近の成年後見制度運用

1. 成年後見制度の運用は家庭裁判所ごとに多少の差異があるものの、親族後見については徐々に運用が厳しくなる傾向
2. 地域によっては、本人資産が１２００万円を超えると、そもそも親族後見が認められないケースあり
3. また、地域によっては後見人候補の親族が７０歳を超えている場合、家裁が認めないケースあり

成年後見制度利用促進

法の概要とポイント

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

利用促進法の概要（目的）

1. 成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
2. 認知症や知的障害などにより判断力が十分でない人を社会全体で支えあう
3. 高齢社会への対応、共生社会の実現に向けた重要手段だが活用されていないことへの対応
4. 成年後見制度利用促進会議、成年後見制度利用促進委員会を設置

利用促進法の概要（理念）

１　ノーマライゼーション

成年後見を利用する人も基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる

２　自己決定権の尊重

本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重される

３　身上の保護の重視

財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われる

４　成年後見制度の利用の促進

利用ニーズの把握と市民後見人の育成推進

５　成年後見制度の利用に関する体制の整備

家庭裁判所、関係行政機関、民間団体の役割分担による体制整備

利用促進法の概要（基本方針）

１　３類型が適切に選択されるための方策検討

保佐、補助類型の利用を促進するための方策について検討し、必要な措置を講じる

２　権利制限に係る制度の見直し

後見類型によって生じる制限が設けられている制度について検討し、必要な見直しを行う

３　医療、介護等を受ける際の意思決定

後見人等の事務範囲を含め検討し、必要な措置を講じる

４　本人死亡後における事務範囲の見直し

後見人等の事務範囲について検討を加え、必要な見直しを行う

５　任意後見制度の積極的な活用

成年後見制度の利用状況を検証し、利用促進の措置を講じる

利用促進法の概要（基本方針）

６　需要に応じた利用の促進

需要の把握、必要な情報の提供、相談の実施、市町村長による後見開始、保佐又は補助請求の積極的な活用などを行う

７　成年後見人等となる人材の確保

いわゆる市民成年後見人研修の機会の確保、報酬の支払の助成など支援の充実を図るために必要な措置を講じる

８　成年後見等実施機関の活動に対する支援

成年後見等実施機関が活用されるための仕組みを整備する

９　関係機関等における体制の充実強化

家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講じる

利用促進法の概要（基本方針）

10　関係機関等の相互の緊密な連携の確保

関係機関の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定など必要な措置を講じる

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じる（法律上の予算提示は７，０００万円となっているが・・）
年１回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況を公表

利用促進法の概要（計画）

1. 成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定
2. 基本計画には次の事項を定める

★　成年後見制度の利用の促進に関する目標

★　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

★　そのほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

利用促進法の概要（組織）

1. 「成年後見制度利用促進会議」と「成年後見制度利用促進委員会」を設置
2. 促進会議は、内閣総理大臣が会長、構成員は内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、関係行政機関の長
3. 促進委員会は委員１０人以内、委員は成年後見制度に関して識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命

利用促進法の概要（自治体）

1. 基礎自治体である市町村は成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画の策定、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、成年後見制度の利用の促進に関する審議会の設置
2. 広域自治体である都道府県は人材の育成、市町村に対する必要な助言
3. ただし、いずれも努力義務で義務規定ではない

成年後見制度の現状

年度ごと・類型ごとの利用者数推移（人）

	後見類型	保佐類型	補助類型
２５年度	143,661	22,891	8,013
２６年度	149,021	25,189	8,341
２７年度	152,681	27,655	8,754

成年後見制度の現状

申立ての動機別件数・２７年度（件）

1. 預貯金の管理・解約　→　２８，８７４
2. 介護サービス等利用　→　１１，５８８
3. 身上監護　→　８，９５１
4. 不動産の処分　→　６，４９４
5. 相続手続き　→　５，９５８
6. 保険金受取り　→　２，６９２
7. 訴訟手続きなど　→　１，８１８

成年後見制度の現状

後見人と本人との関係・２７年度（件）

1. 司法書士　→　９，４４２
2. 弁護士　→　８，０００
3. 子ども　→　５，５１５
4. 社会福祉士　→　３，７２５
5. その他親族　→　１，７６５
6. 兄弟姉妹　→　１，４８１
7. その他法人　→　１，１８５

成年後見制度の現状

成年後見制度利用支援事業の状況

成年後見制度利用支援事業とは、経済的な利用により補助がないと制度の利用が困難な人を対象に、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助する制度のこと

- ◆平成２７年４月時点で、全国１，４１４市町村で実施（実施率：８１％）
- ◆広島・山口・佐賀は実施率１００％で最高、沖縄が４６％で最低

成年後見制度の現状

後見・保佐・補助監督人の選任状況

後見・保佐・補助監督人とは、家庭裁判所が必要性を認める場合（主に財産が多額な場合、親族後見の場合）に、後見人（保佐・補助人）を監督する者のこと（多くの場合は弁護士等の専門職が選任される）

◆平成２５年：２，７２３人、２６年：３，２１３人、２７年：４，７２２人を選任

◆監督人への報酬は、最低でも月額１～２万円（後見人等への報酬とは別）

成年後見制度の現状

年度ごと・後見人等不正報告数推移（件）

	総件数	専門職	専門職以外
２５年度	６６２	１４	６４８
２６年度	８３１	２２	８０９
２７年度	５２１	３７	４８４

成年後見制度利用

促進法のその後

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

成年後見制度の現状

２０１９年になって急展開が

1. ５月２７日の成年後見制度利用促進専門家会議において、最高裁が「後見報酬設定の見直し」と「親族後見の推進」を打ち出し
2. 後見報酬設定の見直しについては、従来の資産額に応じた報酬ではなく、後見人の活動に応じて変動する仕組みを提案
3. 親族後見の推進については、中核機関の支援を前提として推進していく方向

成年後見制度の現状

２０１９年になって急展開が

4. 知的・発達障害のある人に引きつけて考えると、後見人報酬の見直しは身上監護の充実に結び付く期待はあるものの、報酬額の高騰が懸念される
5. 親族後見の推進は、従来の政策を抜本的に転換するものであり、仮にこのまま進むとすれば、親が親族後見を担い続けることは不可能であり、反対

最後に、この仕組みを

どう考え、向き合うか

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見（平成29年1月）抜粋

○　若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

○　社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

後見監督人

利益相反行為（民法）
第八百六十条　第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。（下線は「利益相反行為」を指す）

後見等開始の審判の申立て
・本人　・配偶者
・四親等以内の親族
・市区町村長

後見監督人の選任
※申立人等の請求又は裁判所の職権で必要に応じて選任

家庭裁判所

監督

法人後見の実施体制

法人後見チーム
※継続性・専門性

○透明性の確保の例
法人外部の専門職の参加
（助言・チェック等）
（例）・法律関係者
・医療関係者
・会計関係者
・福祉関係者　等

成年後見人等（法人後見）の選任

補助・保佐・後見開始の審判

参加

財産管理
身上配慮

法人のサービス利用者及び、それ以外の障害者等

2019年　7月4日　鎌倉市基幹相談支援センター研修会2019　資料

「地域における公益的な取組」について

○平成２８年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

第24条 （略）

２ 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

社会福祉法人

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

（在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど）

（留意点）
社会福祉と関連のない事業は該当しない

（留意点）
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金で提供されること

（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など）

（留意点）
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

この仕組みへの不安と期待

（不安）

1. 利益相反のリスクが高いのではないか
2. 障害福祉サービスを展開する社会福祉法人に取組みを進めるだけの体力があるのか

（期待）

1. 年金収入が中心の人でも身上監護が期待できる成年後見の利用が可能になる？
2. 施設運営法人が後見制度を担うことで、実は地域生活移行が進む？

変わるもの、変わらないもの

変わる制度

措置　→　支援費　→
自立支援法　→　総合支援法

変わらない支援

本人に寄り添った支援、地域生活の推進など

ご清聴いただき
ありがとう
ございました

ご参考まで・・（その１）

○　全国手をつなぐ育成会連合会
　これまでの社会福祉法人から、運動体として生まれ変わりました。

http://zen-iku.jp/

または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくとたいがいはトップで表示されます。

ご参考まで・・（その２）

○　あたらしいほうりつの本
　又村が書いた初めての単行本が出ました！
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説しています

お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページ、または「すぺーす９６」（書店）のホームページから！

ご参考まで・・（その２）

あたらしいほうりつの本

又村が書いた初めての単行本が出ました！
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説しています

お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページまたは「すぺーす９６」（書店）のホームページから！

改訂版、大好評刊行中！